

「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 伝統技術 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定で、次に掲げる検定職種(以下「技能士」という。)のうち、一級又は二級の資格を有するものが行う建築技能をいう。
 - ア 建築大工
 - イ 左官
 - ウ 建具製作
- (2) 建築物等 既存の建築物(住宅を除く。)及びこれに付属する塀並びに住宅に付属する土蔵をいう。
- (3) こて絵 こてを用いて漆喰により建築物等に絵を描く装飾の技法をいう。
- (4) 改修 建築物等の機能及び性能を維持し、又は向上させるため、建築物等の全部又は一部について修繕、補修、模様替、更新(取替え)等の工事を行うことをいう。
- (5) 県産材 県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。
- (6) 内装造作 柱、はり等の構造材を除く室内の見え掛かり部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修をいう。
- (7) 小舞 竹や細木を縦横に組んだ塗壁の下地をいう。
- (8) 木摺り 小幅板材で組んだ塗壁の下地をいう。
- (9) 湿式工法 漆喰、プラスター及び土系素材(珪藻土、じゅらく等)を塗り付ける工法をいう。
- (10) なまこ壁 漆喰により外壁を立体的に装飾する技法をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内の建築物等の改修における伝統技術の活用を促進することにより、鳥取県の伝統技術の継承と県産材の需要拡大及び地場産業の振興に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者は、県内の建築物等に伝統技術による改修を行う者(国、地方公共団体及び当該改修に係る国費又は県費を財源とする他の補助金を受けている者を除く。以下「補助対象者」という。)をいう。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件を満たす伝統技術による建築物等の改修(以下、「補助事業」という。)とする。

- (1) 自ら所有する、又は賃借権若しくは使用貸借による権利を有する県内の建築物等の内部改修工事又は外部改修工事(住宅におけるこて絵の新設工事、更新工事を含む。)であること。
- (2) 県内に主たる事務所を有する業者(以下、「県内業者」という。)に所属する技能士(個人営業の場合は、県内に居住する技能士をいう。)がその工事を施工するものであること。
- (3) 補助事業に係る施工に要する経費が100千円以上であること。
- (4) 別表の第1欄で区分された改修工事の同表の第2欄に掲げる伝統技術の種類のうち、いずれか2以上を同表3欄に掲げる要件規定する面積以上活用されたものであること。ただし、見付面積が同表の第3欄の要件に規定する面積に2を乗じて得られる数字以上である場合は1以上が活用されたものであればよい。

(補助金の交付)

第6条 県は、第3条の目的を達成するため、補助事業を行う補助対象者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第2欄の伝統技術の種類に応じ、補助事業に係る施工に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の実支出額と同表の第4欄に掲げる基準額の合計額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、50万円を上限とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、3月10日（その日が休日の場合は直前の平日）までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、規則第5条第3号に掲げる書類にあっては次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 工事見積書又は積算書
- (3) 技能士を証明する書類の写し
- (4) 第5条第1項第1号に規定する権利を示す書類の写し
- (5) 施工箇所の見付面積がわかる書類（スケールを当てた写真など）
- (6) その他生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課長（以下「住まいまちづくり課長」という。）が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定の日以降かつ当該交付決定日の日が属する年度内に着工し、かつ翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の3分の1を超える減額を伴う変更
 - (2) 活用する伝統技術の種類の変更を伴う変更
- 2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付の対象となる建築物等の建設工事が完了するまでに行わなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、同項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 様式第4号による確認書
- (2) 完成前及び完成後の写真
- (3) 左官技能を活用する場合は、下地の施工状況写真
- (4) 木製建具を使用する場合は、組立完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み）及び納品書の写し
- (5) 第2条第1号に規定する技能士による施工又は取り付け等を証明する写真
- (6) 県産材の産地証明書の写し
- (7) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建築確認（用途変更の場合を除く。）を要する場合に限る。）
- (8) 請負工事契約書の写し

(9) 口座振込依頼書

3 規則第 17 条第 3 項の報告書は、様式第 5 号によるものとし、翌年度の 4 月 14 日までに提出しなければならない。

(検査)

第 11 条 本補助金の検査にあたっては、前条の実績報告書により行うものとし、必要のある場合は県が現地での確認を行うこととする。

(財産の処分制限)

第 12 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の相当する期間（同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

(提出書類の部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本 1 部とする。

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 区分	2 伝統技術の種類	3 要件	4 基準額
内部改修工事 （改修部分の面積が7平方メートル以上であること）	建築大工技能	県産材を使用して、内装造作を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に11千円を乗じて得た額
	左官技能	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に13千円を乗じて得た額
	建具製作技能	木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積で3平方メートル以上使用するもの	見付面積に19千円を乗じて得た額
外部改修工事	建築大工技能	県産材を使用して、外壁の下見板張りを見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に13千円を乗じて得た額
	左官技能（外壁）	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により外壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に13千円を乗じて得た額
	左官技能（塀）	湿式工法によりブロック塀等を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に12千円を乗じて得た額
	左官技能（なまこ壁）	湿式工法によりなまこ壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に30千円を乗じて得た額
	左官技能（こて絵）	湿式工法によりこて絵を見付面積で0.1平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に200千円を乗じて得た額